資料②

石川県特定最低賃金専門部会
第１回機械・自動車合同部会

令和８年 10 月 14 日(水)
14 時 00 分から 16 時 00 分まで
金沢駅西合同庁舎　２階会議室

【資料目次】

		ページ
1	特定最低賃金の改正申出書（機械）(写)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	改正申出審査結果表（機械）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	特定最低賃金の改正申出書（自動車）(写)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	改正申出審査結果表（自動車）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問) (写) ・・・・・・・	8
6	特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) (写) ・・・・・・・	9
7	特定最低賃金の改正決定について(諮問) (写) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

2026年7月8日

石川労働局長
常盤剛史　様

J[redacted]
[redacted]中町ソ8
[redacted]吉田貴徳[redacted]

申出書

最低賃金法第１５条の１の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1　申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者28,276名

2　改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金

3　申出の内容
上記２の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4　申出の理由
申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金　＝　1,090円/H

◆合意を得た適用受けるべき労働者　2026年7月時点　10,760名

◆合意率　$\frac{10,760}{28,276}$　＝　38.05%

5　添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)組織における合意を表す機関決定の写。
(3)申出合意および委任状。
(4)石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
(5)公正競争ケース申請における疎明資料。
(6)労働組合員以外の労働者の個人署名。　※今回は提出しません。

石川労働局
-8.7.-8
石労基収第 2 号

以上

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定に合意する者の数および事業所内訳

2026年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備　考
1	[redacted]	E263	[redacted]	労働協約	1,185	292	
2		E291		組合決議		128	
3		E264		組合決議		53	
4		E264		組合決議		14	
5		E263		労働協約	1,180	731	
6		E262		組合決議		123	
7		E248		組合決議		30	
8		E248		組合決議		58	
9		E248		組合決議		31	
10		E253		組合決議		23	
11		E245		組合決議		21	
12		E291		組合決議		173	
13		E262		労働協約	1,300	375	
14		E264		組合決議		142	
15		E262		組合決議		177	
16		E253		労働協約	1,170	175	
17		E263		労働協約	1,431	313	229,000円÷160.00H/月
18		E262		組合決議		181	
19		E262		組合決議		75	
20		E262		労働協約	1,300	2,520	
21		E269		労働協約	1,300	383	
22		E262		組合決議		112	
23		E269		組合決議		19	
24		E253		労働協約	1,180	1,024	
25		E262		組合決議		24	
26		E262		組合決議		24	
27		E260		組合決議		5	
28		E259		労働協約	1,208	507	193,520円÷160.15H/月
29		E259		労働協約	1,208	87	193,520円÷160.15H/月
30		E259		組合決議		106	
31		E266		組合決議		38	
32		E253		労働協約	1,183	51	
33		E262		組合決議		53	
34		E253		労働協約	1,183	138	190,150円÷160.67H/月
35		E264		労働協約	1,415	2,266	
36		E266		組合決議		32	
37		E253		組合決議		131	
38		E249		組合決議		125	

合意者　合計	10,760	
合意率	38.05%	10760÷28276
協定者　合計	8,862	
協定率	31.34%	8862÷28276
適用労働者数	28,276	合意率（協定率）分母

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業の最低賃金改正申請のための疎明資料

上記業種における企業間の賃金格差は下記のとおりであり、よって公正競争を確保する点でも特定（産業別）最低賃金の改正が必要である。

2025年10月時点の賃金実態

企業名（組合名）	企業規模 組合員数	平均　基本賃金				
		全体	25歳	30歳	35歳	40歳
A 労組	500人以上	314,720	230,050	259,209	295,566	322,556
B 労組	500人以上	278,034	227,337	250,962	276,754	302,653
C 労組	201～500人	294,398	228,780	255,313	279,326	298,024
D 労組	201～500人	299,244	227,225	243,474	271,349	300,874
E 労組	101～200人	276,794		274,527	300,882	336,317
F 労組	101～200人	280,964	222,520	239,220	275,950	293,367
G 労組	100人以下	253,384	213,550		245,470	
H 労組	100人以下	235,219				218,594
	平均	279,095	224,910	253,784	277,900	296,055

2026年賃上げ実態

	平均		賃上げ実績	
	賃金	年齢	金額	率
A 労組	323,531	45.4	12,100	3.74%
B 労組	294,871	36.8	16,277	5.52%
C 労組	288,562	40.0	13,852	4.80%
D 労組	299,816	41.0	11,806	3.94%
E 労組	276,963	37.3	15,169	5.48%
F 労組	281,665	40.8	13,000	4.62%
G 労組	262,135	38.0	9,598	3.66%
H 労組	236,980	49.8	7,000	2.95%
	283,065	41.1	12,350	4.36%

※平均賃金・年齢は、要求時点での基礎数値です。

以　上

金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定申出審査結果表

公正競争ケース

	地　域	産　　業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備　考
				申出労働組合数（合意を含む）	所属企業数（産業）	基幹的労働者数	
申出事項	石川県	E240　管理、補助的活動を行う事業所 E245　金属素形材製品製造業 但しE2453除く E248　ﾎﾞﾙﾄ・ﾅｯﾄ・ﾘﾍﾞｯﾄ・小ねじ・木ねじ等製造業 E249　その他の金属製品製造業 但しE2499のうち打ちはく製造業除く E252　ﾎﾞﾝﾌﾟ・圧縮機器製造業 E253　一般産業用機械・装置製造業 但しE2532家庭用エレベーター製造業、E2535除く E259　その他のはん用機械・同部分品製造業 E260　管理、補助的経済活動を行う事業所 E2611　農業用ﾄﾗｸﾀ製造業 E262　建設用機械・鉱山機械製造業 但しE2621のうち建設用ｼｮﾍﾞﾙﾄﾗｯｸ製造業 E2922のうち車両電気配線装置製造業を除く E263　繊維機械製造業 但しE2635のうち工業用ﾐｼﾝ製造業、家庭用ﾐｼﾝ製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）除く E264　生活関連産業用機械製造業 E265　基礎素材産業用機械製造業 E266　金属加工機械製造業 E267　半導体・ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ製造装置製造業 E269　その他の生産用機械・同部分品製造業 E291　発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 E292　産業用電気機械器具製造業 但し車両用電気配線装置製造業（ハーネス製造業）除く L7282　純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1)　18歳未満又は65歳以上の者 (2)　雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3)　清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4)　手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	Ｅ240　0 Ｅ245　1 Ｅ248　3 Ｅ249　1 Ｅ252　0 Ｅ253　6 Ｅ259　3 Ｅ260　1 Ｅ2611　0 Ｅ262　10 Ｅ263　3 Ｅ264　4 Ｅ265　0 Ｅ266　2 Ｅ267　0 Ｅ269　2 Ｅ291　2 Ｅ292　0 L7282　0 計　38	Ｅ240　0 Ｅ245　1 Ｅ248　3 Ｅ249　1 Ｅ252　0 Ｅ253　6 Ｅ259　4 Ｅ260　1 Ｅ2611　0 Ｅ262　10 Ｅ263　3 Ｅ264　4 Ｅ265　0 Ｅ266　2 Ｅ267　0 Ｅ269　2 Ｅ291　2 Ｅ292　0 L7282　0 計　39	0 21 119 125 0 1,542 700 5 0 3,664 1,336 2,475 0 70 0 402 301 0 0 計　10,760	38.05%
審査結果	同上	同　　上	適用労働者数（基幹的労働者数） 28,276人 （推定）	Ｅ240　0 Ｅ245　1 Ｅ248　3 Ｅ249　1 Ｅ252　0 Ｅ253　6 Ｅ259　3 Ｅ260　1 Ｅ2611　0 Ｅ262　10 Ｅ263　3 Ｅ264　4 Ｅ265　0 Ｅ266　2 Ｅ267　0 Ｅ269　2 Ｅ291　2 Ｅ292　0 L7282　0 計　38	Ｅ240　0 Ｅ245　1 Ｅ248　3 Ｅ249　1 Ｅ252　0 Ｅ253　6 Ｅ259　3 Ｅ260　1 Ｅ2611　0 Ｅ262　10 Ｅ263　3 Ｅ264　4 Ｅ265　0 Ｅ266　2 Ｅ267　0 Ｅ269　2 Ｅ291　2 Ｅ292　0 L7282　0 計　38	0 21 119 125 0 1,471 700 5 0 3,541 1,206 1,551 0 70 0 402 301 0 0 計　9,512	
新産別最賃の運用方針（要旨） 61.2.14 中賃答申		事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であるとして、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものの合意により申出が行われるもの。 参考 28,276　÷　3　≒　9,425 9,512　÷　28,276　≒　33.64%					

2026年7月8日

石川労働局長
常盤剛史　様

[redacted]
J A[redacted]中町ソ[redacted]
[redacted]吉田貴[redacted]

申出書

最低賃金法第１５条の１の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1　申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
　石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者3,824名

2　改正の決定を申出る最低賃金の件名
　石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

3　申出の内容
　上記２の最低賃金の改正決定を求める。
　なお最低賃金額は最低賃金法第１５条２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4　申出の理由
　賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね３分の１以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金　＝　1,090円/H

◆最も低い労働協約の賃金額　＝　1,218円/H

◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数　1,581名

◆労働協約率　$\dfrac{1,581}{3,824}$　＝　41.34%

5　添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)申出合意および委任状。
(3)石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。

以上



石川労働局
-8.7.-8
石労発収第3号

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に合意する者の数および事業所内訳

2026年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備　考
1	[redacted]	E3191	[redacted]	組合決議		234	
2		E311		労働協約	1,250	889	201,200円÷160.97H/月
3		E311		労働協約	1,218	692	196,000円÷160.97H/月
				合意者　合計		1,815	
				合意率		47.46%	1815÷3824
				協定者　合計		1,581	
				協定率		41.34%	1581÷3824
				適用労働者数		3,824	合意率（協定率）分母

自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業関係最低賃金の改正申出審査結果表　　労働協約ケース

	地　域	産　　業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備　考
				申出労働組合数（合意を含む）	所属企業数（産業）	基幹的労働者数	
申出事項	石川県	E310　管理、補助的活動を行う事業所 E311　自動車・同附属製造業 E3191　自転車・同部分品製造業 L7282　純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1)　18歳未満又は65歳以上の者 (2)　雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)　清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4)　手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E310　0 E311　2 E3191　0 L7282　0 計　2	E310　0 E311　2 E3191　0 L7282　0 計　2	0 1,581 0 0 計　1,581	41.34%
審査結果	同上	同　　上	同　　上 適用労働者数（基幹的労働者数） 3,824人 （推定）	E310　0 E311　2 E3191　0 L7282　0 計　2	E310　0 E311　2 E3191　0 L7282　0 計　2	0 1,581 0 0 計　1,581	
新産別最賃の運用方針（要旨） 61.2.14 中賃答申		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。	参考 3,824　÷　3　≒　1,275 1,581　÷　3,824　≒　41.34%				

石労発0825第２号
令和８年８月25日

石川地方最低賃金審議会
会長　　舟橋　秀明　殿

石川労働局長
常盤　剛[redacted]

石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第１項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

１　石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第２号）

２　石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）

３　石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第６号）

４　石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第３号）

５　石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和６年石川労働局最低賃金公示第４号）

令和８年８月31日

石川労働局長
　常盤　剛史　殿

石川地方最低賃金審議会
会長　舟橋　秀明[redacted]

石川県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和８年８月25日付け石労発0825第２号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

１　石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）

２　石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第６号）

３　石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第３号）

石労発0831第２号
令和８年８月31日

石川地方最低賃金審議会
会長　　舟橋　秀明　殿

石川労働局長
常盤　剛史

石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

１　石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）

２　石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第６号）

３　石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第３号）